

2020年4月20日

お客様各位

京阪カインド株式会社

新型コロナウイルスに関する「緊急事態宣言発令」に伴う対応について

標記の件、4月16日の全国へと拡大された政府による緊急事態宣言発令に伴い、弊社は、以下の通り対応させていただきます。

記

1. 基本方針

弊社では、社会的機能維持に関わる事業者として、可能な限りお客様にマンション管理のサービスを提供させていただきます。しかしながら、今後、情勢の変化を踏まえたうえで、一部業務の変更・縮小・延期・中止をさせていただく可能性がございますのでご了承ください。

2. 変更・縮小・延期・中止をさせていただく可能性のある業務

- (1) 管理員業務・清掃員・警備員業務（管理組合様と協議のうえ）
- (2) 理事会、総会、専門委員会、消防訓練、イベント等
- (3) 時差通勤等変則勤務等の影響で一時的に電話がつながりにくくなる事態や、通常業務につき、一定以上のお時間を頂戴する等の可能性
- (4) 専有部内に立ち入る必要のある点検（消防点検の一部・排水管清掃等）
- (5) 共用部工事
- (6) 組合会計業務のうち、月次収支報告書等皆様への提出書類についての遅延

弊社といたしましては、感染防止の観点から、時差出勤や、スタッフのうがい・手洗いの徹底、3密を避けるなどの行動に取り組んでおります。今後も、より一層感染拡大防止に努めてまいります。

以上